

## 合併によって市の制度はどう変わる？ ～その1～

## ● 公金の納付

## 窓口納付

新・新潟市内などの金融機関で納めることができます。郵便局の窓口では取り扱いません。

新潟市役所および各支所の担当窓口でも納めることができます（上下水道料金だけは、水道局、各事業所およびコンビニエンスストアでの取扱いとなります）。

※現在新潟市役所内にある第四銀行新潟支店派出所は、合併に伴い廃止されます。

## 口座振替

現在口座振替を利用している場合は、そのまま継続されますので、新たな手続きは必要ありません。新たに口座振替を希望する場合は、新・新潟市内の金融機関および郵便局で手続きをしてください。

## 納付書など

新潟市が発行した納付書・督促状などは、合併後もそのまま有効です。未納額は新潟市に引き継がれます。

## ● ごみの分け方・出し方

これまで通り変わりません。ごみは、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみに分別して、燃えるごみ・燃えないごみは、指定袋に入れて出してください。資源ごみは、ごみステーション前に出ているコンテナに直接入れてください。燃えるごみの収集日は週に3回（月・水・金または火・木・土）、燃えないごみは月に1回、資源ごみは月に2回、回収します。詳しい分別方法は、3月中旬にお配りする「ごみの分け方出し方」を、収集日は「収集カレンダー」をご覧ください。なお、現在お持ちの指定袋はそのまま使用できます。

## ● 広報紙

「広報にいつ」は、合併により「市報にいがた」となり、毎週日曜日に発行します。配布方法はこれまでと同様に、新聞購読世帯には広告と一緒に折り込みで、新聞未購読世帯には個別宅配します。また、新潟地区限定の細かい情報をお知らせするため、「にいつ支所だより」を毎月1回（第1日曜日）、別冊でお届けします。

## お知らせ

政令指定都市の区割りについて、たくさんのご意見をお寄せいただきありがとうございました。寄せられた意見については、集約したものを次号でお知らせします。

また、現在、意見募集の資料を設置した場所（市役所市民窓口課、地域学園、図書館、美術館、本町二番館、荻川地区公民館、小合地区コミュニティセンター）に意見の集約資料を置きましたので、そちらもご覧ください。この資料は新潟市のホームページでも見るすることができます。

合併についての問い合わせは、  
企画調整課 合併推進室へ。

- 電話 ☎ 24-2111 内線 380～382
- 電子メール ✉ [gappei@city.niitsu.niigata.jp](mailto:gappei@city.niitsu.niigata.jp)
- 新潟市ホームページ 🌐 <http://www.city.niitsu.niigata.jp/>